

議案第100号

南但広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約の制定について

南但広域行政事務組合同規約の一部を次のように変更するため、関係市と協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月6日提出

養父市長 広瀬 栄

南但広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

南但広域行政事務組合同規約（昭和47年南但広域行政事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号を次のように改める。

(8) 削除

第10条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第100号 南但広域行政事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 鳥獣害共済基金事業に関する事務</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割りによって関係市に分賦する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第3条第8号に掲げる事務に要する経費のうち、鳥獣害共済基金事業実施要領（平成23年3月31日付け農園第1783号兵庫県農政環境部長通知）第15条第2号に規定する支払準備金の市町負担金については加入農地1アール当たり1,000円を乗じて得た額を、その他必要な経費についてはその全額を均等割によつて算出した額をそれぞれ関係市に分賦する。</u></p> <p><u>(5) 第3条第10号に掲げる事務に要する経費は、兵庫県が関係市に交付した移譲事務市町交付金相当額をそれぞれ関係市に分賦する。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 削除</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の負担金は、次の各号に定めるものを除き、その10分の3を均等割、10分の7を人口割りによつて関係市に分賦する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 第3条第10号に掲げる事務に要する経費は、兵庫県が関係市に交付した移譲事務市町交付金相当額をそれぞれ関係市に分賦する。</u></p> <p>3 (略)</p>